

契約特定野菜等安定供給事業業務方法書

平成15年5月30日制定
平成17年5月31日改正
平成19年5月25日改正
平成20年5月19日改正
平成21年6月22日改正
平成23年6月27日改正
平成25年6月5日改正
平成27年6月17日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会定款の規定に基づき、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下「本会」という。）が行う契約特定野菜等安定供給事業に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の基本の方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業務)

第3条 本会は、特定野菜等（契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。（以下「契約特定野菜等事業実施要領」という。）第3の2の（2）に規定するものをいう。以下同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等（契約特定野菜等事業実施要領第3の2の（1）のアに規定する対象特定野菜等をいう。以下同じ。）の供給に係る契約を締結した共同出荷組織（契約特定野菜等事業実施要領第3の2の（4）に定めるものをいう。以下同じ。）又は相当規模生産者（契約特定野菜等事業実施要領第3の2の（5）に定めるものをいう。以下同じ。）を対象として、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この号において「委託特定野菜等生産者」という。）及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託特定野菜等生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付すること。
- (2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

(補給交付金、補給金及び交付金の区分)

- 第4条 前条第1号に規定する共同出荷組織に交付する補給交付金は、第7条第1号に規定する価格差補給交付金及び第22条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。
- 2 前条第1号に規定する相当規模生産者に交付する補給金は、第7条第1号に規定する価格差補給金及び第22条第1号に規定する出荷調整補給金とする。
- 3 前条第2号の交付金は、第28条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。

(業務の対象となる契約)

第5条 本会が行う、補給交付金、補給金又は交付金（以下「補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる契約は、契約特定野菜等事業実施要領第3の2の(6)に規定する取引契約（以下単に「取引契約」という。）とする。

(業務区分)

第6条 第3条の業務は、次条第1号に規定する価格差補給交付金等、第22条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第28条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象特定野菜等ごと及び次条第1号、第22条第1号又は第28条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。

第2章 価格差補給交付金等の交付

(用語の定義)

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあっては価格差補給交付金、相当規模生産者にあっては価格差補給金（この章において「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 対象業務年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、契約特定野菜等事業実施要領第4の6の(3)のアで規定する指標市場（以下単に「指標市場」という。）における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別（さといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては月別。以下この章において同じ。）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 保証基準額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に共同出荷組織等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の保証基準額の欄に掲げるものをいう。
- (5) 最低基準額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合にはその額を平均取引価額として、価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の最低基準額の欄に掲げるものをいう。
- (6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等1キログラム当たりの資金として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の「価格差補給交付金等関係」の資金造成単価の欄に掲げるものをいう。

(価格差補給交付金等の交付対象契約)

第8条 本会は、取引契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして、「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「契約特定野菜等事業推進通知」という。)の記の6に定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第9条 共同出荷組織等は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分（以下この章において単に「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始日の2月前の日までに別記様式第1号の申込書により申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、取引契約において締結した対象特定野菜等の数量（以下「契約数量」という。）（契約特定野菜等事業推進通知の記の1の（3）で定める基準を満たすものを含む）を上回ることはできない。
- 3 本会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等及び山形県知事に通知するものとする。

(負担金)

第10条 本会は、前条第3項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

- 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、旬ごとの資金造成単価に前条第3項の規定による通知に係る当該旬ごとの交付予約数量を乗じて得た額の合計額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において資金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等は、この額から会長が知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。
- 3 共同出荷組織等は、負担金の全額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始日の前日の1か月前の日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。
- 4 本会は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第11条 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。

- 2 前二条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第9条第1項及び前条第3項中「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、前条第2項中「前条第3項の規定による通知に係る当該旬ごとの交付予約数量」とあるのは「第11条第2項において準用する第9条第3項の規定による通知に係る当該旬ごとの交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第12条 本会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、別に定めるところにより延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第13条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって本会に対抗することができない。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第14条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第9条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に取引契約により出荷した当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額が、その保証基準額を下回った場合に当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が旬別に当該旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表したものにより、確認するものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第15条 対象特定野菜等についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、当該共同出荷組織が生産者の委託（生産者からの出荷の委託を受けたもの及びその者から順次委託を受けたものからの委託を含む。以下同じ。）を受け、又は当該相当規模生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に取引契約に基づき出荷した当該対象特定野菜等の数量（共同出荷組織にあっては、当該共同出荷組織から第10条第1項の負担金相当額の全部又は一部を賦課している場合には、当該負担金相当額の全部又は一部を賦課された構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した数量に限る。）が第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量（第11条第2項において準用する第9条第3項の規程による通知に係る交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものをいう。第20条において同じ。）のいずれか少ない数量を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第16条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了日の次の日から起算して3月以内に別記様式第3-1号又は別記様式第3-4号の交付申請書により申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第17条 本会は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 共同出荷組織等が故意又は過失により第9条第1項若しくは第11条第1項の申込書又は前条第1項の交付申請書に不実の記載をしたとき。
- (2) 共同出荷組織等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 共同出荷組織等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 共同出荷組織がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第21条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に受給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(価格差補給金の交付)

第18条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第15条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。

(価格差補給金の交付の報告)

第19条 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第4号の報告書により、その交付の結果を本会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第20条 本会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第21条 本会は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第9条第1項又は第11条第1項の申込みの条件により、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 本会は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第17条第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講じることができる。

第3章 出荷調整補給交付金等の交付

(用語の定義)

第22条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあっては出荷調整補給交付金、相当規模生産者にあっては出荷調整補給金（以下この章において「出荷調整補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

(2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。

(3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）をいう。

(4) 発動基準価額 対象特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に共同出荷組織等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げるものをいう。

(5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等1キログラム当たりの資金として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分（以下この章において「業務区分」という。）ごとに同表の「出荷調整補給交付金等関係」の資金造成単価の欄に掲げるものをいう。ただし、取引契約において旬別に固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額の加重平均価額（この条において「契約価額」という。以下この条において同じ。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、業務区分ごとに旬別に当該契約価額に10分の4を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

(出荷調整補給交付金等の交付)

第23条 本会は、取引契約を共同出荷組織等が履行するために、旬別の契約数量又は契約数量の出荷計画数量（次条及び第24条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象特定野菜等の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象特定野菜等の廃棄等（契約特定野菜等事業推進通知の記の10の(1)に定めるものをいう。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第24条 出荷調整補給交付金等の交付については、第9条から第13条まで及び第17条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第9条第2項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「旬別契約等数量に10分の3を乗じて得たもの」と、第17条第4号及び第18条中「価格差補給交付金」とあるのは「出荷調整補給交付金」と、第17条第4号、第18条及び第19条中「価格差補給金」とあるのは「出荷調整補給金」と、第18条中「第15条第1項の委託に係る」とあるのは「当該共同出荷組織に出荷の委託をした」と読み替えるものとする。

(出荷調整補給交付金等を交付する場合)

第25条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する第9条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に取引契約により対象特定野菜等を出荷した場合であって、当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合（この条において「発動要件」という。）に、当該旬及び翌旬に出荷調整を行った当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

- 2 共同出荷組織等は前項の出荷調整を行う前に、発動要件を満たす日から5日以内に、本会に対し当該出荷調整の実施を別記様式第5号によりあらかじめ申し出るものとする。
- 3 共同出荷組織等は、機構が毎日インターネットを通じて公表したものにより、その前日が発動要件を満たす日に該当するか否かを確認するものとする。

(出荷調整補給交付金等の金額)

第26条 対象特定野菜等についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに資金造成単価に、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量のうち取引契約により実需者に出荷することを計画していたものに相当する数量（次項において「実需者向け出荷調整相当数量」という。）が第24条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 実需者向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

Aは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約の実需者に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬に旬別契約等数量

Eは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量（第24条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって本会に提出された計画に記載されたものをいう。）

- 3 旬別契約数量が、共同出荷組織を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項に規定する実需者向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(出荷調整補給交付金等の交付申請)

第27条 共同出荷組織等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内に別記様式第3-2号、別記様式第3-4号又は別記様式第3-5号の交付申請書により申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他本会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第4章 数量確保費用交付金の交付

(用語の定義)

第28条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷期間の区分として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別の加重平均販売価額をいう。
- (4) 指標価格 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等について、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分（以下この章において単に「業務区分」という。）ごとに、同表の指標価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の欄に掲げるものをいう。
- (5) 契約価額 共同出荷組織等ごと及び特定野菜等ごとに取引契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。
- (6) 購入限度価額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の購入価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ）がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に2分の3を乗じて得た価額をいう。ただし、共同出荷組織等は、その選択により、契約価額に2分の4、2分の6又は2分の8を乗じて得た価額を購入限度価額とする補給交付金等の交付に関する契約を本会と締結することができるものとする。
- (7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに旬別に購入限度価額と契約価額の差額に10分の9（第32条第1項第1号の仕向先変更のみを行い、同条同項第2号の他の者から購入を行わない場合においては、10分の7）を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）をいう。

(数量確保費用交付金の交付)

第29条 本会は、共同出荷組織等に対して数量確保費用交付金を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第30条 数量確保費用交付金の交付については、第9条から第13条まで、第17条（第4号を除く。）並びに第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、第9条第2項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「旬別契約等数量に10分の5を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

(数量確保費用交付金を交付する場合)

第31条 数量確保費用交付金の交付は、第3条第2号に規定する対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該旬に取引契約により出荷した当該特定野菜等を対象として当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2 数量確保費用交付金は、契約特定野菜等事業推進通知の記の13の(1)に規定する場合にあっては同通知の記の13の(2)に規定するところにより知事の認定を受けたものについて、前項の規定にかかわらず、同通知の記の13の(1)の場合に該当するときは、共同出荷組織等が出荷した特定野菜等を対象として交付することができる。

3 共同出荷組織等は、機構が旬別にインターネットを通じて公表したものにより、当該旬の一旬前の旬が第1項に規定する場合に該当するか否かを確認するものとする。

4 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一旬以内に、第1項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を本会に通知するものとする。

(数量確保費用交付金の金額)

第32条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに次のとおりとする。

(1) 共同出荷組織等が、旬別契約等数量の対象特定野菜等を供給することが困難な場合において、取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量（第30条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって本会に提出された計画に記載されたものをいう。）の当該対象特定野菜等を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき（次号において「仕向先変更」という。）は、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額と契約価額の差額に10分の7を乗じて得た旬別の交付金単価に、旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量が第30条において準用する第9条 第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に取引契約の実需者に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量（第30条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって本会に提出された計画に記載されたものをいう。）

(2) 共同出荷組織等が、取引契約によらないで卸売市場に対象特定野菜等を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等（国産に限る。）を当該共同出荷組織等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に10分の9を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量が第30条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量（この数量と前号の交付金単価に乘ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該交付予約数量から前号の交付金単価に乘ずる数量を控除して得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

2 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項第1号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

(数量確保費用交付金の交付申請)

第33条 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3月以内に別記様式第3-3号又は別記様式第3-5号の交付申請書により申請しなければならない。

2 ただし、第31条第2項の規定に基づき数量確保費用交付金を受けようとするときは、更に別記様式第3-6号を添付して申請しなければならない。

3 前項の交付申請書には、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第2号に規定するところにより共同出荷組織等が当該特定野菜等を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他本会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(資金造成の特例)

第33条の2 対象特定野菜等及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、共同出荷組織等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」という。）に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。

2 前項の規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第24条において準用する第10条第2項本文又は第30条において準用する第10条第2項（第11条第1項において準用する場合を含む）に規定する合計額の多い方の業務区分とする。

3 資金造成業務区分に係る負担金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。

第5章 資金の管理

(資金の区分経理)

第34条 この業務の資金に係る経理は、他の業務に係るものと区分して整理するものとする。

(補給交付金等の交付の財源)

第35条 本会は、第2章、第3章又は第4章の業務ごとに、各章で定める業務区分ごとに、第10条第1項（第24条及び第30条において準用する場合を含む。）の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び山形県その他の共同出荷組織等以外の者から補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を契約交付準備金として積み立てるものとする。

2 契約交付準備金の運用から生じた利益は、契約交付準備金に繰り入れるほか、知事の承認した使途に充てができるものとする。

附 則（平成15年6月3日付け生流第1224号）

1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年7月4日付け生流第1791号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月12日付け農政第168号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月16日付け農政第247号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年7月28日付け新農第184号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年8月24日付け新農第217号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月19日付け園農第109号）

1 この業務方法書の一部変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この業務方法書は、山形県知事の承認を受け施行する。

2 別表の基準価格については、10月1日出荷開始となる業務区分より改正する。

別 表

(単位：円／kg)

業務区分		価格差補給交付金等関係			出荷調整補給 交付金等関係		数量 確保 補給交付金関係
対象特定野菜等	出荷期間	保証基準額	最低基準額	資金造成 単 価	発動基準 額	資金造成 単 価	指標価額
アスパラガス	5月1日から6月30日まで	828.50	506.43	289.86	644.55	368.31	1,197.01
	7月1日から9月30日まで	823.50	503.37	288.12	640.65	366.09	1,189.79
いちご	4月1日から5月31日まで	657.00	401.53	229.92	511.04	292.02	949.08
	1月1日から2月末日まで	1,017.00	621.40	356.04	790.87	451.92	1,468.75
	3月1日から3月31日まで	933.00	570.13	326.58	725.62	414.64	1,347.58
えだまめ	6月1日から10月31日まで	563.00	344.11	197.00	437.96	250.26	813.35
かぶ	10月1日から12月31日まで	99.50	60.87	34.77	77.47	44.27	143.87
かぼちゃ	8月1日から10月31日まで	109.00	66.53	38.22	84.68	48.39	157.26
カリフラワー	10月1日から12月31日まで	151.00	92.33	52.80	117.51	67.15	218.23
こまつな	4月1日から6月30日まで	229.00	140.11	80.00	178.32	101.90	331.16
	10月1日から12月31日まで	291.50	178.30	101.88	226.93	129.68	421.45
	1月1日から3月31日まで	282.00	172.39	98.65	219.40	125.37	407.46
さやいんげん	6月1日から10月31日まで	552.50	337.60	193.41	429.67	245.52	797.95
さやえんどう	5月1日から6月30日まで	665.00	406.30	232.83	517.10	295.49	960.34
	11月1日から12月31日まで	986.50	602.75	345.38	767.13	438.36	1,424.67
しゅんぎく	10月1日から12月31日まで	400.00	244.36	140.08	311.00	177.72	577.58
	1月1日から3月31日まで	423.00	258.48	148.07	328.97	187.98	610.95
すいか	7月1日から8月31日まで	122.50	75.01	42.74	95.47	54.55	177.29
スイートコーン	6月1日から7月31日まで	183.00	111.77	64.11	142.25	81.28	264.17
	8月1日から9月30日まで	153.50	93.89	53.65	119.49	68.28	221.91
ちんげんさい	5月1日から6月30日まで	205.00	125.24	71.78	159.40	91.08	296.02
	7月1日から9月30日まで	271.00	165.78	94.70	210.99	120.57	391.85
	10月1日から11月30日まで	232.00	141.73	81.24	180.38	103.08	335.00
	12月1日から翌年2月末日まで	275.00	168.23	96.09	214.12	122.35	397.64
	3月1日から4月30日まで	250.50	152.99	87.76	194.71	111.26	361.61
生しいたけ	5月1日から6月30日まで	791.50	483.78	276.95	615.72	351.84	1,143.48
	7月1日から10月31日まで	874.50	534.57	305.94	680.37	388.78	1,263.54
	11月1日から12月31日まで	983.50	601.16	344.11	765.11	437.20	1,420.91
	1月1日から4月30日まで	911.00	556.61	318.95	708.41	404.81	1,315.63
にら	5月1日から6月30日まで	250.50	153.13	87.63	194.89	111.37	361.95
	7月1日から10月31日まで	400.00	244.39	140.05	311.05	177.74	577.66
ふき	5月1日から5月31日まで	197.50	120.63	69.18	153.53	87.73	285.13
	10月1日から10月31日まで	268.00	163.73	93.84	208.38	119.08	387.00
プロッコリー	10月1日から12月31日まで	275.00	168.05	96.26	213.89	122.22	397.22
みつば（根みつば）	2月1日から3月31日まで	604.00	369.17	211.35	469.85	268.49	872.59
メロン (温室メロンを除く)	6月1日から7月31日まで	268.50	164.22	93.85	209.01	119.44	388.17
やまのいも (ながいもの限る)	7月1日から9月30日まで	288.50	176.42	100.87	224.53	128.30	416.99
	10月1日から12月31日まで	267.50	163.36	93.73	207.91	118.80	386.11

別記様式第1号（第9条関係）

契約特定野菜等安定供給事業補給交付金等交付申込書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

平成 年 月 日

申込者
住所
団体名
代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

下記の条件の下に、別記1に掲げる業務区分に係る別記4に掲げる数量の対象特定野菜等について、補給交付金等の交付を受けたいので申し込みます。

なお、本申込みについて、山形県には連絡済みです。

記

- 1 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書の規定に基づき補給交付金等の交付を受けるべきこと。
- 2 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）は、契約交付準備金の資金が著しく減少したことにより補給交付金等の交付の業務を行うことが困難と認められる場合その他やむを得ない場合においては、業務対象年間を短縮することがあること。
- 3 共同出荷組織等は、本申込みに係る契約取引に係る書類及び帳簿を5年間保管すること。
- 4 本会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等及び共同出荷組織等と契約取引を行う者（以下「実需者等」という。）に対し、対象特定野菜等の生産・出荷状況、入荷・受取状況、その他必要な事項について報告を求めることがあること。
- 5 本会は、4に加え、必要があると認めたときは、共同出荷組織等及び実需者等の業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることがあること。
- 6 本会は、5で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の措置を講じることがあること。

別 記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 月 日 ~ 月 日

2 供給計画の承認年月日

平成 年 月 日

注) 「契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領」(平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知)第4の2及び「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知)の記の1の(1)の規定による計画をいう。

3 申込区分(該当する区分に○印をすること。)

- ① 価格差補給交付金等:「価格の著しい低落に対する補てん」のみ
- ② 出荷調整補給交付金等:「生産過剰による価格低落時の出荷調整に対する交付金の交付」のみ
- ③ 数量確保費用交付金:「収量不足時の契約数量確保に要する経費の補てん」のみ
- ④ ①と②の組合せ
- ⑤ ②と③の組合せ

注) ①価格差補給交付金等と③数量確保費用交付金の組合せは不可

4 交付予約数量

(1) 区分別交付予約数量

①価格差補給交付金等 ト_ン ②出荷調整補給交付金等 ト_ン ③数量確保費用交付金 ト_ン

(2) 旬別内訳

(単位:ト_ン)

	月				月				月				合 計
	上	中	下	計	上	中	下	計	上	中	下	計	
契 約 数 量													
交付予約数量													
①価格差補給													
②出荷調整													
③数量確保													
購入限度価額				-				-			-	-	

注1) 交付予約数量は旬別に記入することとし、「①価格差補給」は旬別契約数量以内、「②出荷調整」は旬別契約数量の30パーセント以内及び「③数量確保」は旬別契約数量の50パーセント以内とする。

2) 申込区分ごとにト_ン単位で記入する。

3) 契約数量の欄に記入する数量は、契約期間が日別や週別、また、契約相手先が複数である場合等は、すべて旬別にまとめて記入する。

4) 「③数量確保」の「購入限度価額」の欄には、旬別に、2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には、「400」と記入する。

5 契約価額（「①定価格型契約」か「②市場価格連動型契約」かいずれかに○印をし、必要事項を記入すること。）

①定価格型契約 (単位:円/kg)

月(旬)別	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
契約価額									

注1) 契約価額は、運賃及び消費税を除いた額とし、その積算を明示したものを添付すること。

2) 日別、契約相手先別、規格別等個別単価が複数ある場合の契約単価は、それぞれ契約数量により加重平均し、旬別にキログラム当たり円単位で記入する。なお、この算出結果に1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

②市場価格連動型契約

ア 指標価格 市場

イ 価格の設定 ア) 市場価格のみ イ) 市場価格×定率 ウ) 市場価格±α

6 主な契約内容（契約が複数ある場合は、下記事項について別表に記入すること。）

(1) 品種、規格及び用途

①品種： ②規格： ③用途：

(2) 契約数量及び対象特定野菜等の作付面積

①契約数量 トン

②対象特定野菜等の作付面積 ヘクタール

※契約数量は、日、週、旬、月別等期間ごとにその内訳を添付する。

(3) 契約期間

(4) 契約締結日

附属資料

(1) 月(旬)別の契約取引、非契約取引別出荷計画（書式1-A）

(2) 取引契約書の写し（一の業務区分で複数の実需者と個別に契約書を取り交わしている場合は「契約取引に関する実需者等一覧表」を作成する。（書式1-B））

(3) 契約取引に関する生産者一覧（書式1-C）

(4) 契約特定野菜等安定供給事業に係る調査等への協力について（書式1-D）

(5) 実需者等の定款又は事業報告書若しくは会社概要等（業務範囲のわかる資料）

書式 1-A

月(旬) 別の契約取引、非契約取引別出荷計画

共同出荷組織名（相當規模生產者名）

分區業務

対象特定野菜等の区分

対象出荷期間

(单位: kg)

書式 1 - B

契約取引に関する実需者一覧表

共同出荷組織名（相當規模生產者名）

分區業務

對象特定野菜等の区分

対象出荷期間

書式1-C

契約取引に關する生産者一覧(農協一覧)

共同出荷組織名（相当規模生産者名）

分區業務

対象特定野菜等の区分

對象出荷期間

※（ ）は共同出荷組織の場合。

書式 1 - D

契約特定野菜等安定供給事業に係る調査等への協力について

私は、契約特定野菜等安定供給事業への申込みに当たり、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会から、契約特定野菜等安定供給事業の対象である実需者等との間の契約の内容及び実績並びに交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、資料その他の情報の提供を求められた場合には、実需者等の協力を得て、これに協力することを約します。

平成 年 月 日

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

(注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。)

殿

(注：団体名代表者氏名又は氏名)

契約特定野菜等安定供給事業の対象となっているあなたの 年 月 日付け
契約に関し、公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会による調査への協力の依
頼があった場合には、必要な協力をいたします。

平成 年 月 日

住 所

実需者等名

責 任 者

印

別記様式第2号（第11条関係）

契約特定野菜等安定供給事業補給交付金等交付予約数量増加申込書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

会長理事 殿

平成 年 月 日

申込者

住所

団体名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

下記の条件の下に、別記1に掲げる業務区分の対象特定野菜等について、別記4に掲げる数量のとおり交付予約数量を増加したいので申し込みます。

なお、本申込みについて、山形県には連絡済みです。

記

- 1 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書の規定に基づき補給交付金等の交付を受けるべきこと。
- 2 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）は、契約交付準備金の資金が著しく減少したことにより補給交付金等の交付の業務を行うことが困難と認められる場合その他やむを得ない場合においては、業務対象年間を短縮することがあること。
- 3 共同出荷組織等は、本申込みに係る契約取引に係る書類及び帳簿を5年間保管すること。
- 4 本会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等及び共同出荷組織等と契約取引を行う者（以下「実需者等」という。）に対し、対象特定野菜等の生産・出荷状況、入荷・受取状況、その他必要な事項について報告を求めることがあること。
- 5 本会は、4に加え、必要があると認めるときは、共同出荷組織等及び実需者等の業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることがあること。
- 6 本会は、5で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否の措置を講じることがあること。

別 記

1 業 務 区 分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 月 日 ~ 月 日

2 供給計画の承認月日

平成 年 月 日

注) 「契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領」(平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知)第4の2及び「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知)の記の1の(1)の規定による計画をいう。

3 申込区分(該当する区分に○印をすること。)

- ① 価格差補給交付金等 :「価格の著しい低落に対する補てん」のみ
- ② 出荷調整補給交付金等 :「生産過剰による価格低落時の出荷調整に対する交付金の交付」のみ
- ③ 数量確保費用交付金 :「収量不足時の契約数量確保に要する経費の補てん」のみ
- ④ ①と②の組合せ
- ⑤ ②と③の組合せ

注) ①価格差補給交付金等 と ③数量確保費用交付金の組合せは不可

4 交付予約数量の増加数量

(1) 区分別交付予約数量の増加数量

①価格差補給交付金等 ト ②出荷調整補給交付金等 ト ③数量確保費用交付金 ト

(2) 増加後の交付予約数量

①価格差補給交付金等 ト ②出荷調整補給交付金等 ト ③数量確保費用交付金 ト

(3) 増加後の交付予約数量旬別内訳・・・別表に記入

5 増加の理由

別表 増加後の交付予約数量旬別内訳

(単位：トン)

区分	月				月				月				合計
	上	中	下	計	上	中	下	計	上	中	下	計	
契約数量													
交付予約数量													
①価格差補給													
既申込数量													
増加数量													
増加後数量													
②出荷調整													
既申込数量													
増加数量													
増加後数量													
③数量確保													
既申込数量													
増加数量													
増加後数量													
購入限度価額				—				—			—	—	

- 注1) 交付予約数量は旬別に記入することとし、「①価格差補給」は旬別契約数量以内、「②出荷調整」は旬別契約数量の30パーセント以内及び「③数量確保」は旬別契約数量の50パーセント以内とする。
- 2) 申込区分ごとにトン単位で記入する。
- 3) 契約数量の欄に記入する数量は、契約期間が日別や週別、また、契約相手先が複数である場合等は、すべて旬別にまとめて記入する。
- 4) 「③数量確保」の「購入限度価額」の欄には、旬別に、2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には、「400」と記入する。

契約特定野菜等安定供給事業価格差補給交付金等交付申請書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

会長理事 殿

平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

貴協会の業務方法書第16条第1項の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

1 価格差補給交付金等交付申請金額 円

2 業 務 区 分

（1）対象特定野菜等の区分

（2）対象出荷期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付金等単価の算定

(単位:円)

月(旬)別		保証基準額 (A)	最低基準額 (B)	平均取引価額 (C)	(B)又は(C)のい ずれか高い額 (D)	差額 (E)=(A)-(D)	交付金等単価 (F)=(E)×0.9
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						

注1) 保証基準額及び最低基準額は、別表に定めるところによるものとする。

2) 平均取引価額は、機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

(2) 交付申請金額の算定

月(旬)別		交付予約数量 (kg) (A)	出荷実績数量 (kg) (B)	(A)又は(B)のい ずれか少ない数量 (kg) (C)	交付金等単価 (円) (D)	交付申請金額(円) (E)=(C)×(D)
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
交付申請金額合計						

注1) 交付予約数量は、交付金等交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷実績は、旬別に集計した数量とする。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）

（注1）書式3-Aについては、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。

（注2）共同出荷組織等は、実需者等の出荷伝票（交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

(2) 実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料

（「契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法」
（書式3-B））

契約特定野菜等安定供給事業出荷調整補給交付金等交付申請書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

会長理事 殿

平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

貴協会の業務方法書第27条第1項の規定により、下記の出荷調整補給交付金等の交付を申請します。

記

1 出荷調整補給交付金等交付申請金額 円

2 業 務 区 分

（1）対象特定野菜等の区分

（2）対象出荷期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 出荷調整分

①交付対象数量の算定

(単位:kg)

月(旬)別	出荷計画数量			出荷等実績数量				出荷調整相当数量 (H) $((G) \times ((B) / (C))) - (E)$	交付予約 数量 (I)	交付対象数量 (H)又は(I)いづれ か少ない数量 (J)
	市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計(C) (A)+(B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)	計(G) (D)+(E)+(F)			
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。

②交付金等単価及び交付金申請金額の算定

(単位:円、kg)

月(旬)別	契約価額 (A)	交付金等単価 (B)=(A)×0.4	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D)=(B)×(C)
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
交付申請金額合計				

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、交付金等単価の欄に別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。

2) 交付対象数量は、(1)で求めた数量(J)を転記する。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）

(2) 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）

(注1) 書式3-Aについては、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。

(注2) 共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票（出荷調整対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

(3) 出荷調整実施報告書（書式3-D）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

①出荷調整数量がわかる写真（廃棄したものを現場で並べている等）

②ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

契約特定野菜等安定供給事業数量確保費用交付金交付申請書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

会長理事 殿

平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

貴協会の業務方法書第33条第1項の規定により、下記の数量確保費用交付金の交付を申請します。

記

1 数量確保費用交付金交付申請金額 円

（内訳） ①仕向先変更分（業務方法書第32条第1号に係るもの）

円

②購入充当分（業務方法書第32条第2号に係るもの）

円

2 業 務 区 分

（1）対象特定野菜等の区分

（2）対象出荷期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付申請金額算出基礎

①仕向先変更分の交付金単価

(単位:円)

月(旬)別		契約価額 (A)	平均取引価額 (B)	契約価額との差額 (C)=(B)-(A)	交付金単価 (D)=(C)×0.7
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				

注1) 平均取引価額は、機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

2) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。

②購入充当分の交付金単価

(単位:円)

月(旬)別		契約価額 (A)	購入価額 (B)	購入限度価額 (C) ①% ②	(B)又は(C)のいづれか低い額 (D)	契約価額との差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.9
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を記入する。

2) 購入価額は、日別、規格別等で異なる場合は、購入数量と購入金額の旬別加重平均により算出するものとする。

(消費税は除く。)この場合、1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入した額とする。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入し、②には①で選択した場合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合には3.0を、「400」の場合には4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

(2) 交付申請金額の算定

月(旬)別		交付予約 数量 (kg) (ア)	①仕向先変更分				②購入充当分			
			相当数量 (kg) (イ)	(ア)又は(イ)のいず れか少ない数量 (kg) (A)	交付金単価 (円) (B)	交付金額 (円) (A)×(B)	購入量 (kg) (ウ)	(ア)又は(ウ)のいず れか少ない数量 (kg) (C)	交付金単価 (円) (D)	交付金額 (円) (C)×(D)
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
合 計					—			—		

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 交付金単価は(1)で算出した数値を転記する。

3) 仕向先変更分の「相当数量(イ)」は、別紙の「仕向先変更相当数量」を転記する。

別紙 仕向先変更相当数量算定表

(単位:kg)

月(旬)別		計画数量			実績数量			仕向先変更 相当数量
		市場出荷 ①	契約出荷 ②	合計 ③=①+②	市場出荷 ④	契約出荷 ⑤	合計 ⑥=④+⑤	
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

4 添付資料

(1) 仕向先変更分の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）

（注1） 書式3-Aについては、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注2） 共同出荷組織等は、市場への出荷伝票（売買仕切書）、実需者等への出荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 量の確保ができなかった理由書

（注） 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「推進通知」という。）13の(1)のアの場合にあっては別記様式第3-6号を添付するものとし、推進通知13の(1)のイの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

(2) 購入充当分の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）（再掲）

（注）

（市場等から購入した分）

共同出荷組織等は、市場等から購入した伝票、実需者等への出荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

（市場等からの購入分を除いたもの）

共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 量の確保ができなかった理由書

契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「推進通知」という。）13の(1)のアの場合にあっては別記様式第3-6号を添付するものとし、推進通知13の(1)のイの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を

証明する資料を添付するものとする。

※別途提出する資料

①市場（契約以外）・契約別出荷計画を策定し、対象出荷期間1月前に協会に提出する。

※市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）（再掲）
で提出

②共同出荷組織等は、交付対象旬をインターネットで了知した場合、市場・契約別
出荷実績をインターネット公表後1旬以内に協会に提出すること。

※販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）（再掲）で提出

契約特定野菜等安定供給事業価格差補給交付金等
及び出荷調整補給交付金等交付申請書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会

会長理事 殿

平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

貴協会の業務方法書第16条第1項及び第27条第1項の規定により、下記の価格差補給交付金等及び出荷調整補給交付金等の交付を申請します。

記

1 価格差補給交付金等及び出荷調整補給交付等交付申請金額

円

(内訳) ①価格差補給交付金等分 円

②出荷調整補給交付金等分 円

2 業 務 区 分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 價格差補給交付金等分

①交付金等単価の算定

(単位:円)

月(旬)別	保証基準額 (A)	最低基準額 (B)	平均取引価額 (C)	(B)又は(C)のい ずれか高い額 (D)	差額 (E)=(A)-(D)	交付金等単価 (F)=(E)×0.9
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					
月	上旬					
	中旬					
	下旬					

注1) 保証基準額及び最低基準額は、別表に定めるところによる。

2) 平均取引価額は、機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

②交付申請金額の算定

月(旬)別	交付予約数量 (kg) (A)	出荷実績数量 (kg) (B)	(A)又は(B)のい ずれか少ない数量 (kg) (C)	交付金等単価 (円) (D)	交付申請金額(円) (E)=(C)×(D)
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
交付申請金額合計					

注1) 交付予約数量は、交付金等交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷実績は、旬別に集計した数量とする。

(2) 出荷調整補給交付金分

①交付対象数量の算定

(単位:kg)

月(旬)別	出荷計画数量			出荷等実績数量			出荷調整相当数量 (H) $((G) \times ((B) / (C))) - (E)$	交付予約 数量 (I)	交付対象数量 (H)又は(I)いざれ か少ない数量 (J)
	市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計(C) (A)+(B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)			
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								
月	上旬								
	中旬								
	下旬								

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。

②交付金等単価及び交付金申請金額の算定

(単位:円、kg)

月(旬)別	契約価額 (A)		交付金等単価 (B)=(A)×0.4	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D)=(B)×(C)
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
交付申請金額合計					

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、交付金等単価の欄に別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。

2) 交付対象数量は、(1)で求めた数量(J)を転記する。

4 委託生産者数

5 添付資料

(1) 価格差補給交付金等の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）

（注1） 書式3-Aについては、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注2） 共同出荷組織等は、実需者等の出荷伝票（交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 実際に契約価額が市場価格と連動されて取引されたことを証明できる資料（「契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法」（書式3-B））

(2) 出荷調整補給交付金等の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）（再掲）

（注） 共同出荷組織等は、実需者等の出荷伝票（出荷調整対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 出荷調整実施報告書（書式3-D）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

①出荷調整数量がわかる写真（廃棄したものを現場で並べている等）

②ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

別記様式第3-5号（第27条及び第33条関係）

契約特定野菜等安定供給事業出荷調整補給 交付金等及び数量確保費用交付金交付申請書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

貴協会の業務方法書第27条第1項及び第33条第1項の規定により、下記の出荷調整補給交付金等及び数量確保費用交付金の交付を申請します。

記

1 出荷調整補給交付金等及び数量確保費用交付金交付申請金額 円
(内訳) ①出荷調整分（業務方法書第26条に係るもの） 円
②仕向先変更分（業務方法書第32条第1号に係るもの） 円
③購入充当分（業務方法書第32条第2号に係るもの） 円

（注）「①出荷調整分」とは「契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領」（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知（以下「契約特定野菜等事業実施要領」という。））第4の7に規定するものをいう。

「②仕向先変更分」とは、契約特定野菜等事業実施要領第4の8の（7）のアに規定するものをいう。

「③購入充当分」とは、契約特定野菜等事業実施要領第4の8の（7）のイに規定するものをいう。

2 業 務 区 分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 1の算出基礎

(1) 交付対象数量の算定

(単位:kg)

月(旬)別	出荷計画数量			出荷等実績数量				出荷調整相当数量 (H) $((G) \times ((B) / (C))) - (E)$	交付予約 数量 (I)	交付対象数量 (H)又は(I)いづれか少ない数量 (J)
	市場出荷 (A)	契約出荷 (B)	計(C) (A)+(B)	市場出荷 (D)	契約出荷 (E)	出荷調整 (F)	計(G) (D)+(E)+(F)			
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 出荷計画数量及び出荷等実績数量は、旬別に集計した数量とする。

(2) 交付金等単価及び交付申請金額の算定

(単位:円、kg)

月(旬)別	契約価額 (A)	交付金等単価 (B)=(A)×0.4	交付対象数量 (C)	交付申請金額 (D)=(B)×(C)
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
月	上旬			
	中旬			
	下旬			
交付申請金額合計				

注1) 契約価額は、交付金等交付申込書に記載した契約価額を転記する。市場価格連動契約の場合は契約価額欄は空欄とし、交付金等単価の欄に別表に定める業務区分ごとの資金造成単価を転記する。

2) 交付対象数量は、(1)で求めた数量(J)を転記する。

(2) 数量確保分

① 交付申請金額算出基礎

ア 仕向先変更分の交付金単価

(単位:円)

月(旬)別		契約価額 (A)	平均取引価額 (B)	契約価額との差額 (C)=(B)-(A)	交付金単価 (D)=(C)×0.7
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				
月	上旬				
	中旬				
	下旬				

注1) 平均取引価額は、機構がインターネットを通じて公表した平均取引価額を転記する。

2) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を転記する。

イ 購入充当分の交付金単価

(単位:円)

月(旬)別		契約価額 (A)	購入価額 (B)	購入限度価額 (C) ①% ②	(B)又は(C)のいづれか低い額 (D)	契約価額との差額 (E)=(D)-(A)	交付金単価 (F)=(E)×0.9
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						
月	上旬						
	中旬						
	下旬						

注1) 契約価額は、交付金交付申込書に記載した契約価額を記入する。

2) 購入価額は、日別、規格別等で異なる場合は、購入数量と購入金額の旬別加重平均により算出するものとする(消費税は除く。)
この場合、1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入した額とする。

3) 購入限度価額は、旬別に、①には2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」を記入し、②には①で選択した場合により、「150」の場合は1.5を、「200」の場合は2.0を、「300」の場合には3.0を、「400」の場合には4.0を、契約価額にそれぞれ乗じたものを記入する。

②交付申請金額の算定

月(旬)別		交付予約 数量 (kg) (ア)	①仕向先変更分				②購入充当分			
			相当数量 (kg) (イ)	(ア)又は(イ)のいづ れか少ない数量 (kg) (A)	交付金単価 (円) (B)	交付金額 (円) (A)×(B)	購入量 (kg) (ウ)	(ア)又は(ウ)のいづ れか少ない数量 (kg) (C)	交付金単価 (円) (D)	交付金額 (円) (C)×(D)
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
月	上旬									
	中旬									
	下旬									
合 計					—			—		

注1) 交付予約数量は、交付金交付申込書に記載した交付予約数量をキログラム単位で転記する。

2) 交付金単価は(2)①で算出した数値を転記する。

3) 仕向先変更分の「相当数量(イ)」は、別紙の「仕向先変更相当数量」を転記する。

別紙 仕向先変更相当数量算定表

(単位:kg)

月(旬)別		計画数量			実績数量			仕向先変更 相当数量
		市場出荷 ①	契約出荷 ②	合計 ③=①+②	市場出荷 ④	契約出荷 ⑤	合計 ⑥=④+⑤	
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							

4 委託生産者数（出荷調整に係る分のみ記入）

5 添付資料

（1）出荷調整補給交付金等の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）

（注1） 書式3-Aについては、実需者等別、月日別の出荷量、販売価額及び販売単価がわかる資料の写しに代えることができる。以下同じ。

（注2） 共同出荷組織等は、実需者等の出荷伝票（出荷調節対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 出荷調整実施報告書（書式3-D）

※共同出荷組織等が別途保管する資料

①出荷調整数量がわかる写真（廃棄したものを現場で並べている等）

②ほ場を特定し、ほ場の場所を示した地図及び現況の写真

（2）仕向先変更分の場合

ア 市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式3-C）（再掲）

イ 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）（再掲）

（注） 共同出荷組織等は、市場への出荷伝票（売買仕切書）、実需者等への出荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

ウ 量の確保ができなかった理由書

（注） 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「推進通知」という。）13の(1)のアの場合にあっては別記様式第3-6号を添付するものとし、推進通知13の(1)のイの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

（3）購入充当分の場合

ア 販売実績集計表及び旬別集計表（書式3-A）（再掲）

（注）

（市場等から購入した分）

共同出荷組織等は、市場等から購入した伝票、実需者等への出荷伝票（対象旬の出荷数量及び価格が記載されたもの）及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

(市場等からの購入分を除いたもの)

共同出荷組織等は、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票（受領数量及び価格が記載されたもの）又はこれらと同等の資料を別途整備、保管するものとする。

イ 量の確保ができなかった理由書

(注) 契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3628 号農林水産省生産局長通知。以下「推進通知」という。）13 の(1)のアの場合にあっては別記様式第 3－6 号を添付するものとし、推進通知 13 の(1)のイの場合にあっては局所的な気象災害その他の事情を証明する資料を添付するものとする。

※別途提出する資料

①市場（契約以外）・契約別出荷計画を策定し、対象出荷期間 1 月前に協会に提出する。

※市場出荷数量及び契約取引出荷数量（予定及び実績）（書式 3－C）（再掲）
で提出

②共同出荷組織等は、交付対象旬をインターネットで了知した場合、市場・契約別出荷実績をインターネット公表後 1 旬以内に協会に提出すること。

※販売実績集計表及び旬別集計表（書式 3－A）（再掲）で提出

別記様式第3-6号（第33条関係）

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

番 号
平成 年 月 日

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

数量確保費用交付金交付申請に係る特例申出書

貴協会の業務方法書第33条第2項の規定に基づき、契約特定野菜等安定供給事業数量確保費用交付金の交付申請に当たり、下記のとおり激甚災害又は病害虫の被害を受けたので関係書類を添えて申請します。

記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等

(2) 対象出荷期間 月 日～月 日

2 対象産地名

3 当該産地が受けた災害等の名称並びに発生年月日及び期間

4 都道府県による、上記災害等によりその影響を被ると認められた期間(旬)及びその認定年月日

(1) 影響期間 年 月(旬)～年 月 日(旬)

(2) 認定年月日 年 月 日

5 添付資料

(1) 災害等を受けたことの都道府県等の認定書の写し

(2) 当該対象地域の中央卸売市場における当該特定野菜等の4の期間及び前後各1旬の旬別入荷量及び価格の動向

(備考)

(1) 本申出書は、数量確保費用交付金交付申請書とともに提出すること。

(2) 病害虫の場合は、都道府県の病害虫防除所の証明書等

書式3-A 販売実績集計表及び旬別集計表

1 販売実績集計表

対象特定野菜等 :

団体名(生産者名) : ※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。

出荷期間：対象出荷

注) 実需者等別、日別の販売実績を記入。単価は販売価額を出荷量で割った額を記入
(1銭未満は四捨五入)。

2 句別集計表

対象特定野菜等 :

対象出荷期間:

月別	実需者等名	出荷量 (kg)	単価 (円/kg)	販売価額 (円)
旬計	—			

注) 1の作成後、旬ごと(価格差補給交付金等に係るさといも、たまねぎ及びばれいしょにあっては、月ごと)に、実需者等の旬計を転記した上、集計する。

書式3-B 契約価格及び契約価格の指標市場価格の推移及び契約価額算定方法

対象特定野菜等 :

※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。

1 契約価格と契約価格の指標市場価格の推移

(単位:円)

注) 実需者等数に応じて同一の書式にて記入。

2 契約価額の算定方法

※指標となる卸売市場価格を用いるか、又はその価格に係数を乗ずるか、一定額を加減するといった契約価額の設定方法を記入。

書式3-C 市場出荷数量及び契約取引出荷数量(予定及び実績)

対象特定野菜等 :

団体名(生産者名) : ※共同出荷組織は団体名、相当規模生産者は生産者名を記入。

対象出荷期間 :

(単位:kg)

月日	市場出荷数量		契約取引数量		合計	
	予定	実績	予定	実績	予定	実績
上旬計						
中旬計						
下旬計						
月計						

注) 複数月にわたる場合は、同様の書式にて対象出荷期間分を記入。

書式3-D

番号
平成 年月日

出荷調整実施報告書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

団体名

代表者氏名

(印)

(注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。)

このことについて、下記により出荷調整を実施したので報告します。

記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 出荷調整態様

3 旬別実施状況

	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
面積 (ha)									
数量 (kg)									
	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
面積 (ha)									
数量 (kg)									

注) 「出荷調整の実施申出について」(別記様式第5号)と異なる場合は、その理由を明らかにすること。

別記様式第4号（第19条及び第24条関係）

契約特定野菜等安定供給事業生産者補給金交付報告書

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

平成 年 月 日

報 告 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

印

下記のとおり生産者補給金を交付しましたので報告します。

記

1 業務区分

(1) 対象特定野菜等の区分

(2) 対象出荷期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 補給交付金の受領額

(内訳) (該当するものに記入)

①価格差補給交付金分

円

②出荷調整補給交付金分

円

円

3 生産者に対する補給金の交付済額

円

(内訳) (該当するものに記入)

①価格差補給金分

円

②出荷調整補給金分

円

4 交付経過

補給交付金受領年月日	対象産地名	出荷委託者数	生産者に対する補給金交付額	補給金交付対象生産者名	補給金交付終了年月日
価格差補給交付金分		人	円		
出荷調整補給交付金分		人	円		

注) 3の補給金額は、2の受領額以上の金額を生産者に交付した場合はその金額を記入する。

別記様式第5号（第25条関係）

番 号
平成 年 月 日

出荷調整の実施申出について

公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会
会長理事 殿

団体名

代表者氏名

㊞

（注：個人の場合は「団体名代表者氏名」に替えて「氏名」とする。）

このことについて、出荷調整を実施いたしたく、貴協会の業務方法書第25条第2項の規定により申し出ます。

記

1 業務区分

（1）対象特定野菜等の区分

（2）対象出荷期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 出荷調整の態様

3 実施時期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 実施予定数量 キログラム

5 ほ場番号